

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和5年12月7日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第128号 所沢市市長の給料の特例に関する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

大石委員

確認だが、市長の退職金は4年間で1,988万円よろしいか。

小山職員課長

市長の退職手当の額ですが、4年間の任期に対しまして、1,988万280円となります。

大石委員

30%削減をするということだが、4年間の市長退職金に影響を及ぼさないことについての説明を伺いたい。

小山職員課長

当市の退職手当の支給につきましては、埼玉県市町村総合事務組合で支給を行っています。そちらの規定が適用されるということになっており、特例による時限的な減額は、算定基礎とされないという取扱いになっておりますので、今回の減額につきましては退職手当には影響しないという取扱いとなります。

大石委員 昨日は、今年度と1年間の削減幅が計算されていたが、それでは今回削減して小野塚市長の任期における削減額は幾らになる予定か。

小山職員課長 任期4年間での減額の影響額については、期末手当を含め2,003万4,630円となります。

石本委員 退職金は事務組合で影響は出ないと言うが、健康保険とか年金とか、当然共済も入るが、それは別ということでよいか。

小山職員課長 共済費につきましては影響を受けることになります。

中委員 今回、小野塚市長がこういった形を取られたが、昨日の質疑の中で当摩元市長も同じようなパターンでやられたのかなと思ったが、その前にもほかの市長でやられた経過があったのか。当摩元市長がやられて、今回小野塚市長がやられたというのが2回目で、今までの市政の中でどうだったのか、その辺を確認したい。

小山職員課長 政治的な姿勢、判断として、御自身の給料を減額するというような、そういう提案をされたのは当摩元市長が最初ということです。

中委員	そうすると特別職報酬等審議会について、そこにかけるか、かけないかというのは多分あったと思うが、当摩元市長のときもかけずに、今回もかけないという、同じパターンという理解の仕方よろしいか。
小山職員課長	そのとおりです。
大石委員	藤本前市長が、新型コロナウイルス感染症が発生したときに、臨時会を開催してまで突然議案が上がってきた。コロナが収まるまでの3か月分の削減をしたことがあったが、その時の経緯が分かれば、また、特別職報酬等審議会にかかってきたのかどうか。
小山職員課長	御質疑いただいたとおり、令和2年4月の臨時会で、令和2年5月1日から7月31日までの3か月間、市長が3割のカット、副市長以下の給料の削減を提案させていただいたというようなことがあります。こちらも特別職報酬等審議会に内容は諮らず、議会に提案をさせていただいています。
石本委員	昨日の市川総務部長の答弁を聞いて、ちょうど16年前の特別職報酬等審議会のやり取りを少し思い出してきたが、部長は今回のような30%、政治的な判断によるものは特別職報酬等審議会に付すことはなじまないというような答弁であったと思う。それは全くそうだなと私も思ったが、

逆に言うと、副市長、教育長、上下水道事業管理者も対象になって、我々議員もそうなのでしょうけれども、これを引き上げるっていうのは、我々議員は人事院勧告に準拠しているけれども、副市長、教育長、上下水道事業管理者は人事院勧告に準拠しないということでしょうか。

市川総務部長

昨日私が答弁したことの関連ですので、私がお答えさせていただきます。市長以下特別職が人事院勧告に影響されるのかという御質疑ですが、人事院勧告はあくまでも一般職の国家公務員のものということになりますので、一義にはそこは影響しない、私ども一般職については人事院勧告に準拠した形で市としての改定を行うということです。関連して議員あるいは市の常勤の特別職の期末手当の引上げを今回はやっておりますが、そこは一般職との均衡を考慮してですので、基本的には一般職との均衡は常に意識はするようだと思っています。当然、特別職の場合はそれだけにとどまらず、他の自治体の状況、その他もろもろ勘案する必要がございますが、一般職と全く無縁であるということは過去の状況を見てもないのかなというように思います。昨日の赤川議員に対する答弁で、平成20年のときの特別職報酬等審議会の諮問答申について若干触れましたが、それは本市では平成19年の4月から一般職の給与構造改革があり、それに呼応して全体の給料水準を下げるという答申をいただいたという経緯があります。

石本委員

特別職報酬等審議会について、例えば副市長とか、教育長、上下水道事業管理者の給与を引き上げるというのもかなり政治的な判断がない限り、引き上げるとか下げると言うことがあまりないと思う。私が当選してからも平成20年の特別職報酬等審議会が開かれたぐらいしか記憶にない。特別職報酬等審議会をこうした場合に開かなければならないというルールは特段ないということか。

市川総務部長

特別職報酬等審議会が平成20年に開かれたというのは、一般職について給料が大きく引き下げられて、そことの均衡を図る、要するに情勢適応の原則を満たすために開かれた、市長から諮問したということになります。それ以降開かれておりませんのは、皆様も御承知かもしれませんが、公務員の給料はほとんど上がらない状況が続いておりましたので、あえてそこについて諮問してこなかったというのはあるかと思えます。ただし、ここでまた状況が変わってまいりまして、今年の春から、春闘で民間の賃金の引上げがありました。また、来春の春闘に向けても相当の賃上げも求めていくような動きも報道等からは伺えるところであり、そうした状況になってまいりますと、また改めて報酬の妥当性については御意見を伺っていく必要があるのかなと考えております。民間の賃金相場が大きく変わっていくようなポイントでは、常にその水準が妥当なのかどうかというのは見ていく必要があるというふうに考えています。

石本委員

確認したいのは、明確な、例えば物価が何パーセント上がったら上げなければいけないとか、人事院勧告で職員給料が何パーセント上がったから審議会にかけなければいけないとか、そういうルールがないということで、あくまでも市長の政治的判断によって、最後諮問をすることによって開かれるという認識でよいか。

市川総務部長

明確な数値の基準があるかと言えば、それはありません。ただ、それが政治的判断かというふうなお尋ねですが、先ほど来申し上げておりますとおり、世間相場と比較して妥当な水準にあるかどうかを、諮問という行為は審議会に対して意見を聞くということになりますので、その必要性があるときに意見を伺うと、そのように考えています。

矢作委員

議案資料ナンバー1の115ページに、他自治体の類似する政策等というところで、春日部市と白岡市で同様の条例を制定するということであるが、それぞれの主な理由と削減の割合を詳しく御説明いただきたい。

小山職員課長

春日部市につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を着実に進めるためとして、令和4年1月から市長給料の50%減額が行われています。白岡市につきましては、市の財政状況に鑑み行財政改革の先鞭をつけるものとして、令和4年1月から市長に20%の減額が行われています。

入沢委員

昨日も、数値的な積算根拠はありますかという質疑があつて、どこまでいっても政治的判断ですと市長は言われた。確認だが、今回のこの30%削減は、数値的な根拠があるわけでもなくて、あくまでも政治的判断という認識でよろしいか。

小山職員課長

昨日、市長が議案質疑で答弁したとおりということで、政治的判断ということで3割となっています。

石本委員

ずっとデフレ下が続いたからだと思うが、過去、市長の給料はどのよう
にこの金額まで来たのか、お示しいただきたい。

小山職員課長

所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例が施行されました昭和43年4月以降で説明させていただきますと、昭和43年4月1日から73万円、昭和59年10月1日から76万円、昭和61年10月1日から79万円、昭和63年10月1日から85万円、平成2年10月1日から93万円、平成4年10月1日から100万円、平成8年4月1日から108万円、平成21年4月1日から102万9,000円となって現在
となっています。

福原委員

今回、市長のお話を聞いていると、身を切る改革ということでお話しされ

ている。そういった意味で政治判断という部分があるわけだが、この削減にはもちろん条例による削減の手段もあると思うが、ほかに例えば身を切る改革というところでの手段として、よく今ニュースでも出ているが、岸田総理をはじめ国会議員が歳費を自主返納されているというような報道もある。一般市民の方からすると、そういう手段もあったのではないかと、いう声をよく聞くが、確認の意味で、この条例なしで、そういった自主返納というような手段を取れるのかどうか、その辺を確認したい。

小山職員課長

自主返納につきましては、公職選挙法による寄附の禁止の規定がございまして、公職にあるものはいかなる名義を持っても寄附をしてはならないというようなことが規定されており、自主返納についてはこれに該当するとして禁止されていることから、その方法については取り得ないものという事で認識をしています。

福原委員

国のほうで、公職選挙法に抵触しないような法律をもう一つつくっているという判断で、国のほうではできるということでよろしいか。

小山職員課長

内閣総理大臣などが返納しているというようなことがあります。それらについては公職選挙法に違反しないような旨、国の法律で定めておりますので、法律と法律のことで可能となっている状況であり、それは地方公共団体については適用できないというような形となっています。

福原委員 返納というのか、自分が受け取らないというような感じの手段はあるのか。あれば教えてほしい。

小山職員課長 その他返納等できる手法があるかということについては、特段確認をしておりませんので、ここで明確にお答えすることは難しい状況です。

斉藤かおり委員 福原委員がおっしゃったようなことを、市長が執行部に相談されるということはあったのか。

小山職員課長 市長から自主返納の方法があるかということでの確認というのは受けておりません。

【質疑終結】

【意見】

入沢委員 自由民主党・無所属の会を代表して、議案第128号「所沢市市長の給料の特例に関する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。

財政状況がますます厳しくなっている昨今の所沢市の情勢におきまして、身を切る改革として、市長給料を3割削減されるという小野塚市長の政治姿勢は評価されるべきであります。しかしながら、議案第119号の

一般会計補正予算のほうで、藤本前市長が自己負担されていた市長交際費を復活させたこととの整合性についてどのようになっているのか、市長は一体どのようにお考えなのか、疑問もあることを付記させていただきます。賛成の意見とさせていただきます。

大石委員

至誠自民クラブを代表しまして、議案第128号「所沢市市長の給与の特例に関する条例の制定について」、賛成の意見を申し上げます。

今回の市長選挙におきまして、小野塚市長が選挙中よく発言をされておりましたけども、10月30日登庁した日に、まず中核市への移行を宣言し、そして12月定例会に30%の市長給料の削減を提案します、そして来年度予算には、給食費無償化や高校生の医療費無償化を提案しますというのを公約に掲げられて発言されております。これは特に市民に対する約束事でございますので、特別職報酬等審議会とは関わっておりませんが、特に今回の市長選のメインの約束事だったと思いますので、民意を反映しまして賛成したいと思います。

斉藤かおり委員

参政党を代表して、議案第128号「所沢市市長の給与の特例に関する条例の制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。

今、緊縮財政と言われてはいますが、そうではなくて、積極財政にしなければ経済が回らない世の中で、GDPも上がっていかないと申します。そんな中で、市長自らが身を切る改革として、給料を削減するという

ことはそれに対して逆行していると思います。もらいすぎていると思うのであれば、新しい市長に期待する市民に応えるべくしっかりと仕事をして、そしてもらいすぎた分を寄附するのではなくて、この所沢市の中でお金を使って、所沢市の中で経済を活性化するという考えはいかがなものかと思います。

石本委員

議案第128号「所沢市市長の給与の特例に関する条例の制定について」、ところざわ市民会議を代表して意見を申し上げます。

小野塚市長は御就任以来1か月ちょっと、出ずっぱりの公務、面談などをこなされ昼夜を分かたぬ市長の激務も真摯に努めていると見受けられます。また、昨日の議案質疑でも市政に挑む覚悟と、身を切る覚悟を淡々と伺うことができました。よって今回の市長給与30%引下げに賛成をしたいと思います。

中委員

市民クラブ未来を代表しまして、議案第128号「所沢市市長の給与の特例に関する条例の制定について」、意見を申し上げます。

今回市長給与の減額については、市長の政治的判断であること、さらに減額率を3割にしたことの政治姿勢であり政治判断であること、今後の市政運営については、人口減少等厳しい財政状況の中における市長としての覚悟は理解できます。しかしながら、政策を公約として掲げることは理解できますが、給与3割削減については選挙で挙げること自体、パフォーマンス

ンスとして捉えられ、なじまないのではないかと思います。身を切る改革として市長の決意を表すのであれば、公約に掲げて行動せず、特別職報酬等審議会に問い、所信表明にてしっかり説明をして議案提案すべきであったことを指摘させていただいて、賛成とさせていただきます。

【意見終結】

【採 決】

議案第128号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第129号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

今回一般職と、任期付の職員に対する条例改正ということだが、この議案の中には反映されていないようであるが、5月2日付で総務省から会計年度任用職員の方に対しても改定を基本とするようにというような内容の通知が示されていたかと思うが、その通知の内容の確認と、どのように検討されたのかを伺いたい。

小山職員課長

会計年度任用職員に係る通知の内容につきましては、ただ今手元にございませので、回答ができないところもありますが、会計年度任用職員の報酬額につきましては、規則で額については定めているというところがございます、これまで翌年度に単価の見直しについては反映をしていくような取扱いとさせていただいておりますので、今定例会に御提案をした内容には含まれておりません。

矢作委員

近隣の市町村の会計年度任用職員の改定の状況が分かれば伺いたい。

小山職員課長

手元に資料がございませんので、御答弁を致しかねます。

矢作委員

【質疑終結】

【意見】

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第129号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、意見を申し上げます。

総務省から、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、5月2日付けで通知が示されています。今回の条例改正には反映されていませんが、通知には、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたしますとあるように、会計年度任用職員への改定を行うことを求め、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第129号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第130号 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

昨日の質疑の中で、人事院勧告のところで引上げを見送った自治体というのが示されたかと思う。確認で、県内40市のうち特別職の見送りの市もあったと思うが、もう一度確認でお願いしたい。

小山職員課長

常勤の特別職の期末手当の見直しを見送った市は、こちらが調査をした段階ですけれども、埼玉県内40市中2市、それから議員については、県内40市中3市が、この12月定例会での引上げを見送ったという内容を把握しております。

矢作委員

それぞれ3市と2市だが、その理由が分かれば伺いたい。

小山職員課長

理由までは確認をしておりません。

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第130号「所沢市議会の議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。

国や県、一般職などとの均衡も総合的に判断して、期末手当の引上げが提案されていますが、昨今の経済状況の中で、市民感情として理解を得にくいことから反対いたします。

石本委員

議案第130号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、ところざわ市民会議を代表して意見を申し上げます。

ここ数年、人事院勧告で期末手当の支給月数の引上げが答申されています。かつて所沢市議会では、職員は年間4.5か月支給に対し議員は4.3か月の支給という政治的な判断により、期末手当の支給月数が職員とは異なる時代が長く続いたときがありました。その後デフレにより、人事院勧告で期末手当の支給月数の引下げが答申された時にも、職員は3.95か月に引き下げたにも関わらず議員は4.15か月の支給のまま据え置いた時もありました。

しかし、平成28年度、中議長、荻野副議長の時に、今後の議員の期末手当の支給月数も政治的判断を排除し、人事院勧告に従うことを各代表が全員一致した経緯があります。それにも関わらず、その当時の会派の方か

ら、市民の理解を得られないことを理由に反対されたことに対しては違和感があります。

そもそも市民に理解を得られないと主張する、今回反対される会派の方は、復興財源に協力するために平成25年10月1日から半年間、特例として所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の議員報酬月額から、一律5%の減額措置を行うことを当時の中村太元議員らが議員提出議案で提案されたときに反対されていました。その際の荒川元議員の反対討論において、議員報酬を削減するより自主的に募金を募って被災地直接持って行こうじゃありませんかと言われていました。

あえてその言葉を少し引用させていただきます。コロナ禍から日常が戻ったとは言え、まだ飲食店等ではコロナ前に戻っていません。増額分の期末手当を貯金することなく、地元のお店で消費して微々たるものですが地元経済に貢献しようじゃありませんかと申し上げて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第130号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時34分）

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午前9時44分)

○閉会中の継続審査申出の件について (特定事件)

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決した。

散 会 (午前9時45分)

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第4回（12月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について